

第3回伊予市図書館・文化ホール等管理運営アドバイザー会議 会議概要（無記名版）

日 時：平成 29 年 11 月 30 日（木） 14 時 00 分～15 時 45 分

場 所：伊予市図書館 3 階 三世代交流室

出席者：アドバイザー会議委員 6 名、事務局 6 名、委託業者 1 名

配布資料：資料① 平成 29 年度伊予市図書館・文化ホール等管理運営アドバイザー会議

第 3 回資料

資料①別紙 伊予市の魅力・保存継承事業

資料② 小中学校公式 HP からの事業抽出一覧表

資料③ 平成 30～31 年スケジュール（案）

資料④ 平成 29 年度複合施設建設に伴うアウトリーチ事業 実施計画書

資料⑤ 施設内飲食可能エリア図

1. 開会

- ・ 開会の言葉

2. 委員長あいさつ

- ・ 施設の開館まで実質 1 年半程度になり、考えなくてはいけないことが山積しているが、良い施設にできるよう本日も皆さんのご意見を頂きたい。（委員長）

3. 議事

(1)平成 30 年度からの事業展開に係る検討(第 2 回)

- ・ 事業の方針について前回からの積み残しも含めて事務局から以下の説明を行った。
- ・ 資料 2 は、学校、中学校、高等学校の 14 校の公式ホームページから事業を抽出したものだ。どの学校も本当に熱心にホームページをブログ形式で更新されていて、頭が下がる思いだ。通常の授業に加えて、これだけのことを学校がしているということで、先生も、児童、生徒の皆さんも、改めて学校の多忙さを痛感した。そういったこともあり、学校連携というように話しているが、なかなか心苦しさを感じているところである。そうした中でも連携を進めていくためには、新しい学習指導要領と絡めた事業展開により学習の一助となるような形で学校との連携ができればと考えている。
- ・ 先日 PTA 大会に出席した際に、新しい学習指導要領が示された。その話の中で、社会に開かれた教育課程ということも提示された。主体的に社会参画をするための力を育てること、体験に関すること、プログラミング、論理的な思考を育てるということを、今後学校で進めていくということが示されていたので、そういったところで学習の一助となるような施設にできるよう事業運営をしていきたい。事業のそれぞれの内容の

詳細はお配りしている資料をご覧ください、他の学校がこういうことをしているという参考にして頂ければと思う。

- ・ 次に今度は資料 4 をご覧ください。アウトリーチ事業については、ほぼ全ての小中学校からアウトリーチを受けたいと申し出を受けている。
- ・ もう一つの伊予市の魅力・保存継承事業については、具体案を示すことができていなかったのもので、今回の資料で、PDCA（計画、実行、評価、行動）に分けて案を提示している。
- ・ まず、「計画」段階での目的としては、図書館・文化ホール等の開館後につながる活動を始めるということで、施設への期待を高めることや、既存の活動の拡大に市民が取り組むという形で行っていきたい。目標は、子どもたちに地域の魅力を知ってもらうことで、これが図書館・文化ホール等に地域の魅力を集める第一歩になれば良いと考えている。これは先ほどの「社会に開かれた教育」につながることになるかと思う。
- ・ 具体的な「実行」の内容としては、子どもたちに地域の魅力をクイズ形式で作成してもらうという提案だ。子どももゲーム形式で提示すると組みしやすいというのを狙いとしている。その枠組みとして、周囲の大人の図書館・文化ホール等への期待を高めること、地域資源を集めてアーカイブ化して、この施設にあれば伊予市のことがある程度分かるというものにしていければと思う。
- ・ 市役所としては、学校に地域の魅力を提供するという事で、地域の行事参画の機会、文化芸能、名所、店舗、企業、団体、個人、特産品などを、地域の方や、それぞれの関係機関、団体の方にアンケート等、調査をして集めていく。その際に、協力者の方に、子どもたちの参画する機会や、子どもたちに参加してほしい活動、子どもたちに望む活動の情報を聞き、体験の機会をどうしてほしいかというのを、協力者にも挙げてもらいたいと思っている。学校については、先ほど事業の一覧があったが、地域の魅力を集めている事業もあるので、学校の持っている情報と併せて、市役所の情報も提示しながらクイズ作りと体験の機会を設けたい。さらに、地域行事等への子どもたちの参加を促せればと思う。協力者に関しては、先ほど言った情報提供に関するところと、クイズ作りや、行事に際しての子どもたちへの情報提供、参画の機会づくりに協力してもらえたらと思っている。
- ・ 具体的な手法として、これも前回お話ししたとおり、IT を活用したものになればいいと思っている。スマートフォンのアプリで、『まちクエスト』というソフトがあるが、そのクイズを子どもたちに作成してもらってはどうかと考えている。『まちクエスト』がどういったものかという、インターネット上の地図に、例えば寺や神社、名所などがあるが、そこにクイズを設定することができる。スマートフォンを持ってそこに近づくとゆかりのクイズが出て、答えられるというものだ。これを今年の 3 月に、有志 7 名と私と、伊予農業高等学校の 2 人の子どもが入り、五色姫復活祭のときに実施した。20 数名の方が関わり、クイズを郡中の町中に設定し、それに答えて回って町並になじんで

もらうというものだった。そのときにわれわれが行ったのは、地域にまつわるクイズを 5 問程度考え、地域の写真を持ってきて、アプリに活用するというものだ。それほど難しい知識を持たなくてもできる。こういった取り組みを伊予市全域に広げていってはどうかと考えている。

- ・ 先ほどの新学習指導要領のプログラミングの話につながるかもしれないが、子どもたちも簡単にできるため、大人も子どもも楽しめて、全域的に取り組みができるものになっている。こういったものを使って、皆さんに地域の魅力を知ってもらったらどうかと考えている。開館後はクエストのクイズに施設に関わる内容も付与し、ゴール地点を図書館・文化ホールとしてこちらへ誘導するような動線をつくるのも面白い。
- ・ 2 番目がホームページ、SNS ということで、ホームページやインターネットに情報を公開していき、伊予市の魅力検定や教材にも使えるようにできればと思っている。先ほど言った地域資源の素材があれば、これもクイズ形式などにして簡単なプログラミングでホームページに反映できる。そういったことも子どもたちの勉強の機会となり、また大人も一緒に携わって作り上げていけばどうかと思う。一過性のものだけではなく、地域の魅力を探してきて、定期的に次々とクイズを更新していきたい。
- ・ 3 番目については、**Pepper** というロボットをよく施設で見かけるが、これでクイズを出題することもできる。これに関してはお金もかかることと、ロボット自体のメンテナンスに手間がかかるらしいので、実用性はどうかというところではあるが、いろいろな施設で使われているので効果のあるものだと考えている。プログラミング講座や、アーカイブの利用案内、本の朗読といった使い道もあるそうなので、これは補助金等が使えるようであれば検討していきたい。
- ・ 「評価」の部分については、いろいろとやってみて子どもたちに関わってもらいながら、良かった部分、悪かった部分、改善点等を考え、公開していきたい。皆さんに知ってもらいながら、今後どうしたらいいかということを考えていければと思う。また地域資源をこの施設につなげていくような取り組みに持っていきたい。
- ・ 「行動」というところで、評価を元に、仕組みづくり、開館準備を進めながら、今後の事業に向けての検討、取り組みを開示していきたい。(以上、事務局)
- ・ ここまでのポイントは、資料 2 は、小中高校でこれだけの授業外の勉強をしているということ、もう一つは前回、積み残しになっていた、伊予市の魅力・保存継承事業の具体的なプランの話だ。(委員長)
- ・ 次に、資料 3 のスケジュール案をご覧頂きたい。まず、学校アウトリーチ事業については、丸印を付けているところが各校から希望されている時期。二重丸は、その時期に 2 校が入っているという意味だ。本年度も 1 月に既にアウトリーチ事業の希望をもらっている所があるので、本年度の 1 月を皮切りに、扶桑太鼓、わらべ合唱隊、また他の団体の方と連携しながら学校に出前をして、周知啓発をしていきたい。
- ・ 内容としては、この施設の概要の説明や、どんなことをしてみたいかの聞き取り、また

地域の団体にはこのような団体があるということを知ってもらう形にしていけたらと考えている。これも事前にこういった形で進めたらいいかを学校側や地域の団体と相談して進めていきたい。

- ・ 伊予市の魅力・保存継承事業については、来年度から始めていきたいと思っている。関係各所への具体的な依頼については、相談させていただきながら詳細を詰めていきたい。
- ・ 学校連携以外の全体的な進捗については建設工事が進んでおり、平成 30 年度の 4 月、5 月頃には終わる予定だ。5 月頃に引き渡しをしてもらい、2 カ月で開館というのは非常にタイトなスケジュールだが、6 月、7 月を移行期間として準備を進めていくようになる。そして、パンフレットも配っているが 8 月に開館を見据えている。建物ができた後、この図書館を取り壊して駐車場にすることになっているため、平成 31 年の 9 月から翌年 3 月までの間は駐車場がないことになる。駐車場がない期間は、図書館、地域交流施設に関しては通常の運営を行うが、駐車場が多く必要と思われる文化ホールに関しては、貸館をせずに、試用・習熟期間とすることを検討しており、本格的な開館は平成 32 年の 4 月からを予定している。
- ・ 習熟期間については、市民の皆さんから自分たちはこういうことをやりたいという企画をどんどん提案してもらい、文化ホール開館記念事業として、市民の皆さんを中心に、文化ホールを使って施設の魅力に気付いてもらい、改善点なども挙げてもらえればと思っている。
- ・ 習熟に係る事業については、他の自治体事例を参考にした。大規模イベント時の演習という形で、受け入れ体制や運営の仕組み作り、避難訓練を兼ねたイベントや、舞台設備等の研修なども行ったらどうかと考えている。また、使用上、気になる点の検証として、文化ホールと図書館の複合施設ということで、音漏れの問題や、図書館の上に体育施設もあるため、振動の影響はどうかなどを調べていきたい。
- ・ また、後ほど飲食関係の協議をしてもらうが、試用期間を活用していろいろと検証をしていけたらと思っている。
- ・ 市民からの提案事業に関しては、市民が一から作るとなると難しいため、平成 30 年度に人材育成事業ということで、施設の概要、利用に関する勉強会などによって、この施設はこういう施設で、利用に関してはこういうルールがあるという統一見解を示し、情報共有するための勉強会を行う。また、その勉強会などを受けて、具体的にどう発信していくのかを、チラシ、ポスター作りや、インターネット活用、写真、動画の撮影などの手法、事業企画書の作成、プレゼンテーション方法などについて、研修・講座を行っていききたい。そういった取り組みを通じて、新施設が市民の皆さんの仲間づくりや人材育成の場という形になって行けばと思っている。
- ・ スケジュール表では、6 月、7 月の移行期間に見学会を予定している。意図としては、学校の子どもたちに、自分たちが講座で文化ホールなどを使うときに、どういう設備に

なっているかを見学しに来てもらえればと思っていた。しかし、移行期間、開館準備期間が短過ぎるため、この期間中に見学会をするのは難しいという意見が専門家からあったため、実際には開館後の事業になりそうだ。

- ・ 市民の皆さんにはいろいろと試用期間を活用してもらいたいと思っているが、学校のほうでも、可能であれば、子どもたちの考えた企画をしてもらいたい。伊予農業高等学校では、浴衣や特産品を作っているため、ファッションショーや特産品の PR など、その学校ならではの催事も行っていきたい。(以上、事務局)
- ・ 今の話のポイントは、一つは図書館、地域交流施設と文化ホールの、市民への提供の時期が半年ほどずれるということ。理由は、駐車場が図書館跡地にできるので、図書館が閉館になる時期を短くするためだ。図書館はずっと、ぎりぎりまで使い続けたいということで、時間差が生じる。ホールには習熟期間が必要で、この間にいろいろな課題が出てくるので、そのためのクッション期間を用意して、混乱を防いでいく。(委員長)
- ・ 資料 1 の 3 ページ目に、事業評価の方針を記載している。それについては、シアターワークショップから説明願いたい。(事務局)
- ・ 事業評価の方針について、資料の 3 ページ目をご覧ください。上段が、管理の実施計画における記載で、既に策定された管理運営実施計画の記載を抜き出している。管理運営実施計画において、事業評価は将来的な指定管理制度の導入を見据え、分かりやすく施設の管理運営状況を市民に知らせることを目指し、評価委員会への市民参加についても検討していくと記載している。評価の項目としては、全部で六つ挙げている。一つは稼働率、施設がどれぐらい稼働したかということ。二つ目は、来館者数、市内、あるいは市外から何名がこの施設に足を運んだか、事業に来場したかということ。三つ目は、アンケートの集計、分析ということで、来館者、事業を見た人から意見をもらうということ。四つ目は、自主事業を行った際の収入と支出の比率について。五つ目は、人材育成効果について。この施設の職員がどのぐらい成長し、成熟してきたか、あるいは市民組織、参加している方たちが、どのようなスキルを身に付けて成長し、さらに運営が成熟してきたかといったことも評価基準にするということだ。六つ目は、にぎわい創出効果について。もともとの施設の命題でもある、にぎわい創出効果、中心市街地の活性化に寄与する取り組みや事業を行ってきたかということの評価指針にすると記載している。
- ・ これを受けて、事業評価の方針を出したものが次のページだ。「1. プレイベントについて、事業報告をホームページ、SNS で公開します。」これは、平成 30 年度に実施するプレイベントについて、どれぐらいの人が来て、どのような様子だったかという写真やレポートを、ホームページや施設の SNS で公開する。これを行うことで、企画、参加した市民が成果を知ることができ、継続的な事業参加への意欲を喚起することを目的としている。また、施設や事業を知らなかった市民が、施設の概要やどのような事業をしているかを知ること、周知活動にもつながると書いている。二つ目もプレイベ

トについて、事業アンケートの結果をホームページで公開するという方針を立てた。こちらでも平成 30 年度のプレイベントを主に考えている。来場者向けのアンケートを実施し、その結果をまずホームページで公開する。そして、公開した結果に対して、どのような改善、発展をさせていくかという取り組みについても、同じ場所で発信をしていく。開館後には、同じように自主事業についても事業評価を行うが、まずその第一歩の取り組みとしてプレイベントについて実施したいと考えている。三つ目は少し先の話で、開館後の評価についてだ。開館後の事業評価は、公募市民委員を含む、施設の運営協議会で事業評価を行う。開館後の事業評価は施設の運営協議会でやるものとするが、その中に公募市民委員の選任を行うことで、市民の声を反映する場を設けるということ、こちらでうたっている。この 3 本柱を事業評価の方針とする。現状、上の二つがプレイベントについて、下の一つは少し長いスパンで考えた評価ということで記載している。

(以上、委託業者)

- ・ 議題 1 について、事務局からの説明は以上となる。前回から積み残していたプレイベントや、開館までのスケジュール等に関する説明と、それに対する事業の評価に関して、今までの管理運営計画の中でどういうふうになっているかということの 2 点の説明だった。(委員長)
- ・ 資料 2 について、これだけ学校で、授業以外で子どもたちと一緒に事業をしているということだが、この中で、事務局からは、これだけ事業をしているので学校に負担はできるだけ求めないということと、学校が積極的に実施したいことと、新しい文化施設がリンクできるかもしれないという話が前回もあった。今、例えば実施されている事業を見て、新しい文化施設と一緒にできそうなことはあるか、学校の先生方にお伺いしたい。(委員長)
- ・ 市民会館がまだあった時期には、伊予市内の小中学校の音楽会などを、市民会館を使って行っていた。それぞれの学校が授業以外のいろいろな行事を開催しているが、この文化ホールと近い学校であれば、これまで学校でしていたことを文化ホールで行うことも可能だと思う。(委員 1)
- ・ 中学校の場合は、連携して一緒にしている行事がなく、個々にしている。港南中学校でも人権フェスタというものをやっていたり、名称は違っても文化祭のような行事は各校でしているが、音楽会のように市内全域が一緒になってするものはない。しかし、市内の文化祭に参画をしていく形でできることが部分的にあるのではと思う。今すぐに思い浮かぶ事業では、そのまま文化ホールへ場所を移動するというのは難しいと思う。(委員 2)
- ・ 図書館に関してはどうか。資料の 2 ページに、読書関係のイベントが出ているが、今は学校図書館との連携はあるのか。(委員長)
- ・ 例えば、伊予小学校では、新しい図書室ができてからずっと、司書が図書室の配架についての助言をしている。また、学校ではないが、双海の図書室がいろいろと取り組みを

する際に、本の整理が必要なのでアドバイスをした。本の修理などの技術に関して、司書が持っている専門知識を提供することもできると思う。今、読書活動推進計画を並行してつくっている。小規模校は特に、学校に司書もおらず大変な状況だ。学校のシステムを入れただけでは整理も追いつかないため、何か図書館で手伝えることがあればと思っている。とはいえ、こちらの図書館も人員的に限られているので、先ほど言った、司書の専門知識を役立てる形で手助けできればと思っている。他に、移動図書で配本などを置いている。そういった部分では連携ができると思う。(事務局)

- ・ 今のところは、学校図書室と図書館の連携ということになるか。(委員長)
- ・ それが連携というところまでつながっているかということと未熟だと思うが、現状はそういった状況だ。(事務局)
- ・ 学校の図書室の整備に司書が出向くというのは県立図書館でもしている。どの学校の図書室も人手不足の所が多いと思う。(委員 3)
- ・ 県と市と学校で三者連携ができるということか。(委員長)
- ・ その通りだ。(委員 3)
- ・ 基本設計で、ホールの大きさを決めるときに、もっと大きなホールをという話もあった中で、380 席余りのホールになった理由の一つが、伊予市の小中学校の一学年が全員入れることで、庁内説明もしてもらっている。学校全体はできないが、一学年の鑑賞事業はここで作れる。土地の問題もあるが、そういう想定で客席数を決めたという経緯があった。先ほど言った合同の音楽会をした場合に、一学年は入れるという状況をつくることができる。プレ事業の中で、そうしたことが各学校の中で浸透していけばと思う。(委員長)
- ・ 先ほどの、一堂に会して行う音楽会が以前あったというのは、キャパシティーの問題でなくなったのか。(副委員長)
- ・ 市民会館がなくなったからだ。(委員 1)
- ・ 市民会館がある間は、ずっと行っていたのか。(委員長)
- ・ 随分、前から実施していない。(井上監理監)
- ・ 時間的な制約があった。音楽会に出るためには、それなりに授業を割いて練習時間を取る必要があるし、当日の移動なども含めると、かなりの時間が取られる。指導要領も変わってきて、時間を割くことが難しいという現状も踏まえて、音楽会もそれぞれの学校の中の、文化的な発表をする機会と一緒にしてしまうということで、学校によっては文化祭で音楽的な発表をしている所も多い。そういった方向に移っていったということではないかと思う。(委員 1)
- ・ 先ほど言われたように、近くの学校は来やすいと思う。それ以外の学校がここを利用するのであれば、大会があるなどの理由があれば非常に来やすい。体育会系でも、クラブ活動で大会があるというのは、中学以上ならあると思う。鑑賞というよりは自分たちの大会として、文化的な活動でも、そういうことを文化ホールの中でしてもらうことがで

きたら良い。(副委員長)

- ・ 近くの学校では、隣町の内子町は、内子小学校がすぐそばなので、小学校の文化祭を内子座ですということになった。理由は、小学校が耐震改修になったときに、体育館でできないのであれば内子座で実施してほしいと言われ、それが定着をしたという経緯がある。しかしそれは徒歩 2 分の距離だからという理由も大きい。(委員長)
- ・ 他の町での事例もいくつもある。ある一学年で毎年、鑑賞事業をしている。長野県茅野市の場合は小学校 4 年生だが、500 人ほどの小学生がいて、780 人入るホールがあるので、そこで毎年 1 回、市内の小学 4 年生が全員、演劇系のものを見るという鑑賞事例がある。今日も事務局から示されたように、学校では非常にたくさんの事業を既に実施しているので、その中で今後できるだけ学校に負担を求めない形で、学校からこういうことをやりたいと言われることにどう寄り添えるか、もちろん文化施設、図書館側からも提案するが、学校に寄り添うということが今後の大きな課題だと思う。(委員長)
- ・ 今後、学校が文化ホールを利用できる可能性として、まず考えられるのが、どの学校も文化的行事の一環で、ミュージカルの観劇や音楽鑑賞などを比較的毎年していることが多い。今年は、本校も含めて市内の数校が坊っちゃん劇場に観劇に行っている。例えば文化ホールに劇団が来てできるのであれば、もっと近くで見られるということで、参加しやすいと思う。また、よく音楽隊に来てもらう時は体育館で行うが、体育館は音響効果があまり良くないので、文化ホールを使って音楽鑑賞ができるのであれば、活用できる可能性が高いと思う。(委員 1)
- ・ 文化庁の移動教室も、体育館とするケースと、地域のホールとするケースの両方があり、オーケストラの知り合いから、体育館とする場合は非常に苦勞するという話はよく聞く。こういった形でも、まず使ってもらうということが必要だ。無理をすると大体、続かないので、双方でうまく検討し、小さな事業から初めてもらうということを今後考えたい。プレ事業の場合は施設ではないが、図書館を含めて検討をしてもらうきっかけになればと思う。今後、このことについては継続して議論をしていきたい。(委員長)

(1) 管理運営の詳細に係る検討(館内の飲食ルールについて)

- ・ 今日の新規の議題は、管理運営の詳細に係る検討ということで、館内の飲食ルールについてご意見を頂きたい。最初に市民ワークショップをした 4 年ほど前から、市民の中でも意見が大きく分かれている。非常に些末なことのようで、市民からは非常に意見が出る部分だ。
- ・ 館内の飲食ルールについて、資料 1 の「②管理運営の詳細に係る検討」4 ページをご覧頂きたい。初めの 2 ページは、館内の機能はどのようなものがあるかの総復習として記載している。本日、手元に施設のパンフレットがあるので、そちらも併せてご覧頂きたい。大きく言うと、本施設には三つの機能がある。一つが文化ホール、もう一つが図

書館スペース、最後に地域交流機能ということで、2階の諸室、会議室、調理室、多目的スペース等の機能を持っている。館内の飲食ルールについては、昨今いろいろな新しい施設ができる中でも、それぞれの施設が考えているところだ。では、有志の市民ワークショップおよび検討委員会では、どのような意見があったのかというと、「カフェへの図書の持ち込みは極力避けたい。」「持ち込みするのであれば図書の種類は考えなくてはいけない」という意見。「貸し出し前の本もカフェに持ち込みたい。」「ブラウジングコーナーやカフェで本を見て、本当に読みたければ借りることができる」という意見もある。もしくは、「カフェは貸し出した本のためのほうがいい。野放しにすると、公共物を大切にする意識が育たない」という厳しい意見もあった。一方で、「誰でも気兼ねせずに利用できるカフェがいい」「話すことなど、声に寛容な図書館が欲しい」という意見もあった。また、「お弁当の持ち込みは、匂いが出るから駄目だ」という意見がある。「食べるときは外のスペースを利用してほしい」ということだった。一方で、「子ども図書館にはお弁当コーナーがあったほうがいい」、もしくは「当日開いている部屋を弁当部屋として開放したらいいのでは」という話もあった。「飲み物は、エリア限定で、貴重資料や閲覧室については駄目で、それ以外は大丈夫という形でどうか、その代わり、自己責任においてのみ罰則を設けて明示することで、市民の自立や人間形成につなげていこう」という意見もあった。一方で、「雑誌や新聞が置いてあるブラウジングコーナーの周りの閲覧席は飲食可にしたい」「ペットボトルであれば図書館内もOKにしてほしい」という意見もあった。紹介したのも、ほんの一例で、さまざまな意見をもらっている。

- ・ 次に、新しい施設ではどうなっているのかという事例を三つお示ししたい。自由度の高いものから低いものまでさまざまだが、一つ目が、愛知県安城市にあるアンフォーレという施設で、ふた付きの飲み物と軽食であれば、館内のほぼ全体で飲食可能となっている。二つ目は、東京都武蔵野市の、武蔵野プレイスである。一部施設では常時飲食可能で、図書館内ではふた付きの飲み物だけという制限を設けている。三つ目は、図書館では全面飲食禁止で、共用部では可能というルールを設けている長野県塩尻市のえんぱーく。アンフォーレは、図書情報館とホールが一緒に入っている公共施設だ。全館のどこでも軽食と飲み物が可能というルールなので、資料中に子どもが本を読んでいる写真があるが、ここでは飲み物、軽食を広げても大丈夫ということになっている。7ページの下には文章でどのように説明されているかをまとめている。持ち込みができる飲み物の詳細が書いてある。ただし、こぼれる可能性がある状態での入館や館内移動は禁止されている。また、2階は子ども向けの図書のコーナーになっているので、そちらではアルコールは禁止というルールになっている。食べ物としても、短時間で簡単に食べられる軽食はどこでも食べて良いが、カップラーメン、かき氷、ソフトクリーム、お弁当等は禁止というルールになっている。最後に、ごみは各自で持ち帰る、図書の汚損の場合は弁償してもらうというルールを設けている。これが最も自由な例だ。8ページ目は

東京都武蔵野市の武蔵野プレイスについて記載している。武蔵境という駅からすぐにある施設で、生涯学習支援、市民活動支援、青少年活動支援の機能と、図書館機能が一緒になった建物だ。中にはカフェも入っている。8 ページの下に館内案内を載せている。1 階は、カフェ、マガジンラウンジということで、こちらはカフェに貸し出し手続きをしていない図書も持ち込み可というルールになっている。10 ページに、飲食に関する質問を抜き出している。図書館の中で食べたり飲んだりできますかという質問だ。ペットボトルや水筒など、密閉可能なふた付き容器に入った飲み物に限り OK で、2 階の談話室では軽食を取ることもできる。また、カフェスペースがあるので、そちらでも許可されている。3 階のワークラウンジの一部でも飲食可能となっている。つまり館内の限られたスペースでは飲食を許可するというルールになっている。ただしペットボトル等は必ずふたを閉めて、机の上には置かず、かばんの中にしまうルールだ。同じく図書館資料の水ぬれについては弁償してもらうこともあると明示している。これが 2 番目に自由な事例となっている。参考事例 3 は、えんぱーく。こちらも図書館、子育て支援、青少年交流、シニア活動支援、ビジネス支援、市民活動支援の五つの重点分野を設定した複合施設だ。1 階にはカフェが入っていて、その他は主に図書館、一部が市民サロンになっている。えんぱーくのルールが文章ではどうなっているかという、飲食物について、「図書館および ICT ルーム、パソコンコーナー、学習室での飲食はご遠慮ください。」となっている。全面的に、図書館の中で飲食はしないルールだ。館内での飲酒は不可。5 階のイベントホールが、キッチンもあり料理も出せる部屋になっているので、こちらだけは飲食可能だが、その他の施設では不可ということになっている。話し声についても周りの方の迷惑にならないよう、大きな声での話はご遠慮くださいと記載している。こちらが、全面的に図書館内での飲食は不可で、公共のエリアで飲食をするという事例だ。

- ・ ここまでご説明した、市民の意見と、他施設の事例を参考にして、伊予市ではどう考えるかということを検討した素案が、12 ページの上部になる。これと併せて、地図を色塗りしてある No.5 と書いてある資料がある。この表と No.5 の資料が対応している。No.5 の資料で赤で塗ってある図書館および文化ホールのエリアは、ふた付きの飲み物も全て持ち込み禁止としている。かばんに入れておく程度は、やむなしということで OK とした。青い部分、主に中央の通路に広がっているが、こちらが飲食 OK のエリアだ。軽食、飲み物についても自由に飲んでいいコーナーにしている。ただし、真ん中に書いてあるブラウジングコーナーは図書館の貸し出しカウンターのすぐ横にあり、資料があるので飲食禁止としている。黄色はリハーサルルームやスタジオだが、ここでは飲み物は OK、食べ物は禁止とした。塗り分けが No.5 の資料で、○×で示したものが 12 ページの上の資料だ。大きく分けると、ホールの中は飲食禁止、図書館についてはふた付きのものだけ OK となっている。その他のエリアは、飲み物は禁止ではないが、食べ物の持ち込みができる場所を一部に限るという形になっている。全て可能とした

のは広場部分だけだ。ここまでが館内の飲食ルール素案となる。

- ・ 一部、大きいカラーのパンフレットでは緑色で塗ってある、いよカフェについて、名前の通りカフェが入ることになるが、運営パターンが二つ考えられている。一つ目は、カフェ運営者が入って軽食および飲み物を提供する場所とするもの。この場合でも、運営者は福祉団体や、将来、自分の店を出したい方のためのチャレンジショップということで想定している。パターン 2 はフリースペースとしての活用。軽食等のメニューを提供するのではなく、机と椅子があり利用者が自由に入って飲食できるようにする形だ。ごみは持ち帰りで、自動販売機程度は設置するかもしれないという案である。現状ではこの 2 案が出ている。それを受けた上で、カフェでは自主事業も行う可能性がある。カフェの中で、ミニコンサートや朗読会など多少音の出るような自主事業をすることも考えている。事業者をずっと付けておくという形ではなく、チャレンジショップ等なので、土日限定で人がたくさん来るときに運営をする。そこでもし続けていけそうだとことになれば、次年度以降の事業者として手を挙げてもらうことも考えられる。将来的には指定管理制度を導入する予定なので、指定管理者に移行した際には、カフェ事業者を入れることを指定管理要綱に入れ込み、指定管理者側で管理をしてもらうことを考えている。このエリアは他の施設と違ってカフェと名が付いているため、飲食ルールについても独自のものを検討する必要がある。
- ・ 最後に、飲食についての意見と、図書の持ち込みについての市民からの意見を引いて、パターンごとにルールを作ってみた。一つ目は飲食について。カフェ運営者が入って営業する場合、事業者が提供しているメニューがあるため、飲み物、食べ物共に、カフェメニューのみとし、持ち込みでの飲食を不可とする。持ち込んだ弁当等は広場で食べるか、当日開いている部屋、例えば調理室を貸し出していない日であれば、そちらで弁当を食べてもいいというような部屋を運営者のほうで案内するというパターン。もしカフェ事業者ではなく、通常フリースペースとして開放している場合、飲み物、軽食を持ち込んでもらって構わないが、匂いの強くないもので、飲み物は、ふたができるものだけというルールにする案だ。弁当等、匂いの出るものや、重いご飯ものは、広場で食べるか、空き部屋を弁当部屋として案内することで考えている。図書の持ち込みについてはどちらのパターンでも同じで、持ち込み可能なものは、貸し出し手続きが終わっている本、利用者が持参した本にする。また、もったいない本コーナーについては、皆さんが持ち寄って、もったいない本コーナーをつくる予定になっているので、その本は持ち込み OK とするルールだ。持ち込み不可になるものは、貸し出し手続きが終わっていない本とする。これを持ち出されると、長時間、カフェの中にあり、図書館職員も所在が分からないことになってしまうという理由と、汚破損があったときの本の所在が明確でないということもあり、持ち込み不可とする。ブラウジングコーナーの新聞や雑誌も同じく、扱いの中で汚破損があると困るので、これは長時間の持ち出しはご遠慮くださいということにしている。(以上、委託業者)

- ・ 2階の地域交流機能の所は飲食可能という理解で良いか。(委員長)
- ・ 飲食共に可能に設定している。(委託業者)
- ・ まだ確定ではなくて、2案、出ている部分があるが、事務局サイドでは、今までの市民ワークショップも踏まえて、落としどころを考えたものが先ほどの説明の内容だ。意見をぜひ出して頂きたい。(委員長)
- ・ 説明の中で出てきた広場については、現状図面には載っておらず、今、郵便局が建っている所を将来的に市が買収して、そこを広場にしようという計画がある。時期については、まだ、めどが立っていない。(井上監理監)
- ・ 開館時に使える可能性は高くはない。(委員長)
- ・ 図書館に関して、ブラウジングコーナーは飲食禁止になっているが、青いエリアの中にブラウジングコーナーがあって、ここでは飲食は駄目だと周知するのは難しいかと思う。(委員3)
- ・ ブラウジングコーナーは、この資料では少しはみ出しているように見えるが、実際は辛うじて青いエリアではない。(委員長)
- ・ そこがきちんと分かれていれば問題ないと思う。県立図書館も飲食禁止だったが、調査研究で一日中いる人が多いので、片隅に休憩コーナーを設けた。どうぞというわけではないが、人目にさらされている所で構わなければ食べてくださいというところだ。高校生などが勉強をするので、そこで弁当などを広げている。中には、コンビニが近くにあるので、カップラーメンなどを食べている人もいる。そういった状況なので、飲み物は辛うじて可としても、匂いが強くないものなどの線引きをどのようにするかというのが難しいと思う。また、カフェに入るときに図書館エリアに入らないとカフェに入れないのであれば、なぜカフェは構わないのに図書館は駄目なのかという思いが絶対に出てくるので大変だと感じた。(委員3)
- ・ どこで線を引くかが大変だということがわかった。私は市民ワークショップの場で、それを守れるかどうかは市民力でしょうと言ったことがある。それが分からないので、今のところ、こういう線引きをしつつ、2年か3年はこれでやってみて、またルールを考えていくということを、管理運営計画検討委員会のときに話したことがある。県立図書館では、カップラーメンを持ってくる人がいるのか。(委員長)
- ・ 大人も食べている。1階から5階まで図書館だが、職員の目の届く所で、1階の2カ所だけ食べられるようになっている。(委員3)
- ・ 山口市の情報芸術センターYCAMは、イタリアンレストランが入っていたが、撤退して今は飲食施設が入っていない。それでどうなっているかという、トイレでご飯を食べたらしい人たちが、実際にいた。トイレに弁当ガラが積んであったことがある。立派な図書館だが、食べるスペースがないからだ。何年か前の話だが、トイレに弁当箱が積んであることに衝撃を受けて、職員にいつもですかと聞いたら、食べられる所がないから、そこで食べているようだと言っていた。(委員長)

- ・ 県立図書館も堀之内公園の中なので、公園でイベントがあるとごみの持ち込みが非常に多い。ゴミ箱は分からないように隠しているが、見つけて捨てられている。(委員 3)
- ・ ここは中心市街地の中にあり、にぎわいもつくってほしいと思うので、町中に文化施設をとすることを基本計画でも位置付けている。従って、伊予市の新しい広場という意味も含めて、施設の真ん中が通路になっていて、開館時間中は人が行き交うような施設になるといい。今のご意見のようなことは、周りがにぎわえばにぎわうほど、あり得る。その中で飲食ルールなどを決めなくてはいけない。(委員長)
- ・ 青い部分のスペースというのは、どちらかといえば通路のようになるので、実際に昼食などを食べようと思ってどこかで座るとなると、プレイルームなどを開放する形になるのか。(副委員長)
- ・ その通りだ。空き部屋を一つ開放するのと、青くなっている所は縁側モールという名前になっているが、ここにも椅子とテーブルがいくつか置かれる予定になっている。ただの通路というよりは、休憩用のベンチや、グループ学習する机などがあるイメージだ。(委託業者)
- ・ そうなると、縁側モールと、先ほどのブラウジングコーナーは、ほとんど区別が付かない。(副委員長)
- ・ 区別は難しい。(委託業者)
- ・ BDS の中をブラウジングコーナーにして、外側は縁側モールとすれば、区別はできる。(副委員長)
- ・ 縁側モールにはソファは置けないので、座って飲食ができるようにどこかの部屋を開放しないと難しい。2 階の多目的ホールは、広くて運動ができるホールで、ここは基本的には、土足ではなく体育館シューズを履いてもらう所なので、ここを開放する場合は、床に座って食べることになる。大勢が来て食事をする場合は、学校の体育館のように開放して、昼食を食べることもできる。(井上監理監)
- ・ 悩ましい問題だ。学校の先生がたにもぜひお聞きしたい。学校である程度、何人かまとめて図書館に来る場合、弁当を食べるスペースは必要か。また、学校図書室は厳密に飲食禁止なので、それとルールが違っても大丈夫かということをお聞きしたい。
- ・ 弁当を持って、午前午後にまたがるような行事を組むこと自体があまり無い。実際には学校は給食という形になっている。土日などに行事を組めばあるかもしれない。午前午後にまたがって昼食を取るような時間帯に組むこと自体、学校運営上、難しいことも起こると思う。図書館内で食べることについては、許可していない所が多い。小学校であればソファが少しあって、そこで食べたり話ができるようになっている所もあるが、中学校などの場合はあまりできないと思う。(委員 2)
- ・ 長期休業中は、朝からずっと子どもたちが多くなると思う。途中で水分補給や、ちょっとした軽食を取りたいということもあるかもしれない。基本的には、学校の中の図書室は飲食禁止だが、図書館のルールがあればそれに従うということは、子どもたちにもで

きるのではないかと思う。利用面で先ほど考えていたのだが、開館後、数年間は、小学生の場合には遠足の見学地としても利用できるかと思う。弁当を持って図書スペースも見学させてもらったり、何かイベントがあれば、それを見せてもらいたい。弁当も、先ほどあったように、食べるべきスペースを空けてもらえれば、ある程度の人数を連れてきても、そこで食べられるということで、小学校としては使用できる可能性が高いと思った。(委員 1)

- ・ お二人から心強い意見を頂いた。その上で何かご意見はあるか。(委員長)
- ・ 小学生、中学生は比較的、大丈夫だと思う。むしろ市民のほうがルールを守ってもらえるようになるかというのが心配だ。(委員 4)
- ・ それは開館してみないと分からないところだ。今の図書館は、完全に飲食禁止なのか。(委員長)
- ・ そこは、グレーな運用となっている。全面、飲食禁止にはしているが、ロビーは実際のところ、昼食や軽食は禁止ではなくなっている。先ほどご意見があったように、一日、勉強をしに来る人がいる。そういった子どもたちが、弁当を 20 分ほど食べて、休んでというところで、駄目とは言っていないので、その辺りは見て見ぬふりになっている。(事務局)
- ・ 新しい施設なので、一応、原則は決めないといけない。最初から見て見ぬふりというわけにはいかない。その結果として、実態に合わないのであれば、また修正していくか、実態と合わなくても施設の運営上、駄目なところは駄目と言うということになる。今のところの案は、資料 11 ページの館内飲食のルールについてという表のとおりだ。文化ホールは原則飲食禁止で、ロビーは飲食可能。飲み物は蓋付きのみ。図書館に関しては、必ず蓋付きの物で飲んでも良いが、出しっぱなしにしないで基本はかばんに入れる、という内容。武蔵野プレイスのパターンと同じだ。また、広場はいつできるか分からないが、広場は全面的に OK としている。(委員長)
- ・ 先ほど自動販売機も置くという話だったが、缶はふた無しの物になるのか。(副委員長)
- ・ 基本的には自動販売機で販売するものはペットボトルだけにするという願いを事業者にしたい。(委託業者)
- ・ いよカフェ運営者が入っていない場合、自動販売機を置く可能性がある。(委員長)
- ・ 自動販売機は、いよカフェに置く可能性もあるが、館内には他にも自動販売機を置く予定だ。(井上監理監)
- ・ 災害対策で今は置かなくてはいけないことになっている。災害時の水分供給のためだ。(委員長)
- ・ 1 階に 2 カ所、2 階に 1 カ所置くことにしている。いよカフェは、また別途設置となる。(井上監理監)
- ・ 伊予カフェ以外の場合も、ふたが空きっ放しにならないものを、原則としてお願いしたい。市民から最初の頃は、全面飲食 OK にしてほしいという意見がかなり強かった。し

かし例えば文化ホール内に関しては掃除が非常に面倒になる。椅子の下部にごみがたまっていくので、頻繁に専門業者を入れると非常にお金がかかるということを説明すると、それは良くないという話になった。それからやはり図書館の静かな環境で匂いがするのは嫌だ、という人も出てきた。何度議論しても、当然ながら、それぞれの立場があるので、様々な意見が出た。その中で落としどころをどこに決めるかということで、まだ決まりではないが、大体このぐらいでいかがでしょうというのが、本日皆さんにご説明したところだ。(委員長)

- ・ 当面、館内については、やってみるしかないと思う。(副委員長)
- ・ 資料の表の△印は、かばんに入れて飲まないではなく、飲んでいいという意味か。(委員 3)
- ・ 仰る通り、武蔵野プレイスのパターンだ。(委員長)
- ・ それはあり得ないと思う。(委員 3)
- ・ 郷土資料室がある所はどうするかも考えているところだ。(委員長)
- ・ そこは飲食不可ではないのか。(委員 3)
- ・ そこも OK だろう。(委員長)
- ・ 赤色の部分は飲食禁止ではないのか。(委員 3)
- ・ 禁止だが、後に入れた条件では OK となっている。ホールの部分は完全に飲食禁止だ。あり得ないだろうか？(委員長)
- ・ 先日、武蔵野プレイスに行ったが、あまり閲覧席で飲んでいる人や、置いている人は見かけなかった。(委員 3)
- ・ 私は、高梁市のスターバックスが入った TSUTAYA 図書館を見に行ってきた。奥へ行けば行くほど、何となく飲みづらい雰囲気になるだけで、スターバックスエリアと図書館エリアには境目がない。図書館も、スターバックスの部分に旅の本を置いてあって、一応区切りはあるが、どこからが販売部分なのかが分からない。シールが貼っていなければ販売物です。しかし奥へ行けばスターバックスのものを飲食しているかという、そうでもなく、数名だけだった。階を越えては持っていけないので、2 階へは持ち込めない。そういう事例もあるので、OK にしたからといって、皆が多数、飲食をしているかという、そうでもない。(委員長)
- ・ かばんに入れなくてはいけないとなると、飲むときに少し出して、またしまうので、多数の飲食はしない気がする。(副委員長)
- ・ より多数の飲食が可能なスターバックスと一体となっている図書館でも、それほど飲食はされていない。市民からの声は、私の感覚では、6 対 4 か 7 対 3 程度で、飲食したいという声が多い。最初は 9 対 1 だった。(委員長)
- ・ めりはりが付けばいいと思う。飲食したければ、そこへ行くという場所がしっかり明示されて、グレーゾーンがない状態がいい。OK な場所と駄目な場所を分けたほうが明確になるし注意もしやすいと思うので、グレーゾーンはないほうがいいのではないか。

(委員 4)

- ・ つまり、かばんの中に入れておいて、飲むのは無し、ということか。(委員長)
- ・ そうだ。(委員 4)
- ・ ブラウジングコーナーはどうしたら良いか。もともと、施設自体が図書館と縁側モールを明確に壁で仕切るコンセプトではない。それが評価されて、この案が採用されたという経緯がある。町中に大きなにぎわいのある広場をつくるということなので、あまり仕切ると、これがいいと言った皆さんの思いが損ねられてしまう。その中で、今、委員 4 が言った、明確に分けるというのは意外に難しい。(委員長)
- ・ ブラウジングコーナーがこの場所と決まってしまうのであれば仕方がないのだが、開架スペースに少し付けて、エリアとしては飲食禁止エリアに分けていく形にできるといいと思う。また、床の色やじゅうたんの色を変える方法もいいという話も聞く。

(委員 4)

- ・ 子どもたちは大丈夫で、心配なのは大人だという話だが、大人は曖昧にしておくと、注意しづらい状況になるかもしれないという意見だった。(委員長)
- ・ いよカフェの部分がフリースペースになっていて飲食可能なのであれば、そこに皆さんに行ってもらおうという、分かりやすさになる。しかし、フリースペースになったり、カフェの営業をしていたり、平日と、そうでないときで用途が変わるかもしれないということで、それが明確さに欠けると思う。それこそ、たまたま行った日は持ち込んで飲食ができるけれど、営業しているときはできなくなるということになるので、そこも含めて、使い方を整理したほうがいいと思う。(副委員長)
- ・ カフェをイベント的に公開するイメージが付けば、偶然その日は駄目だという話にもできると思う。普段はフリースペースで食べてもいいけれど、イベントとしてカフェが開かれるというイメージにすると、分かりやすくなるかもしれない。(委員 4)
- ・ 今の意見を整理すると、飲食できる部屋を、カフェスペースも含めて常にどこかに確保されているという状況を、館の入り口に明示するということが大切ということになると思う。今日は、カフェはチャレンジショップです、その代わり、このようなおいしいものが食べられますということを明示し、代わりに飲食はどこの部屋で可能かという看板を出すことができればいいかと思う。カフェに関しても、いろいろな意見をもらっていて、最初はカフェに対する意見が非常に多くあった。すてきなカフェを、スターバックスを入れてほしいなどという意見が多く来ました。誰が運営に責任を持つのか、商売をするのかということについては考えられていなかったが、前にセブン-イレブンができたので少しトーンダウンし始めて、コンビニで 100 円のコーヒーを買って持ち込むだろうという空気になった。一方で、一時期は福祉施設の方が就労継続支援 B 型でやりたいという手が挙がったこともある。まだ一般的な市民は、町中にどんな形であれ、カフェがあるといいという思いは継続している。しかし、事業者が手を上げるかという、仕掛けをしないと挙がらないのが現実だ。今、仮に出ている、土日はチャレンジシ

ョップというのは、ケータリングの形で店を開ける事業者が市内にいますので、現実的にあるかもしれない。市外のイベントにコーヒーを出しに行っている業者もあるので、あり得るかもしれない、という程度だ。(委員長)

- ・ いよカフェはミニキッチンが付いているのか。(委員 4)
- ・ 簡単な厨房施設がある。電磁調理器やコーヒーメーカー、冷凍庫などがある。(井上監理監)
- ・ シェアして使うというのは面白いので、すればよいと思うのだが、きちんと分かるように明示できればいいと思う。(委員 4)
- ・ 今出たのは、赤色の飲食禁止エリアは徹底したほうが分かりやすくなるという意見だ。本日意見をもらって、決めるのは事務局なので、検討の材料にしたい。市民の皆さんは、どこかで良くも悪くも先端的、先進的な所を見てきて、あれがいいと言う。本を好きな方は、コーヒー・紅茶が好きな方が多いので、コーヒーを読みながら本を読みたいと言われる中で検討してきた結果だ。明確にしたほうがいいという意見があったが、ふた付き程度はいいのではという OK を出ただけなので、ぎりぎりまで検討したい。2 階部分の飲食に関しても色分けがされているが、先ほど先生方からあった、長期休暇中の子どもたちが、例えば夏休みに宿題をしに来る場合、2 階は広い自習スペースがある。そこで、黄色の学習コーナーでは食べ物禁止、飲み物 OK というのが徹底できるのかということもある。2 階での飲食は OK だが、学習コーナーは飲み物だけになっている。弁当を食べられると収拾がつかなくなってしまう。周りの大人はその部屋でご飯を食べるので、匂いがする。2 階は公民館類似の施設となっている中で、学習コーナーだけは飲み物だけというのも難しいかもしれない。(委員長)
- ・ あまり食べることはないと思うが、隣が調理室になっている。以前の中央公民館では、それほど頻繁に調理実習は行われていなかった。(井上監理監)
- ・ 確かにその通りだ。テラスは飲食可能となっている。(委員長)
- ・ 2 階の縁側モールは飲食可能ではないのか。(副委員長)
- ・ 縁側モールは飲食可能エリアだ。(事務局)
- ・ 2 階の飲食禁止エリアは、ホールの中だが、原則として、2 階から出入りすることはない。(委員長)
- ・ 左側の小さなスペースにも、机や椅子が数個置かれるかもしれないが、席数は限られると思う。(事務局)
- ・ それほど混まない状況であれば、縁側モールなどでご飯を食べても良い。(委員長)
- ・ 調理室で調理したものは、調理室で食べる設定にしているのか。(事務局)
- ・ そうだ。(井上監理監)
- ・ 例えば、調理したものをどこかの部屋に並べて、皆さんと会話をしながら食べるということは考えていないのか。(事務局)
- ・ 部屋をそのために借りれば可能だ。(井上監理監)

- ・ 2WAY ルームなどは飲食可能なのか。(事務局)
- ・ 飲食可能だ。(井上監理監)
- ・ ただ新しい施設はどこでもそうだが、借りたら必ずお金が発生する。それは中庭でも同じで、全て管理運営計画で決まるので、お好きにどうぞというわけにはいかないと思う。管理運営上のことだが、使用していないから弁当スペースにしていいたいというのは、きちんと規則で決めておかないと、空いているから使わせてほしいという話がずるずる行くと、取れるお金が取れなくなる。細かいことだが、言わないといけない。全体を通して、もう少し意見があればお伺いしたい。(委員長)
- ・ 評価の件について、稼働率や来館者、アンケートを採るなど、その施設の特長のようなものの評価、複合施設ならではの評価ができるといいと思う。縁側モールの使い方、来館者が双海、中山から来ているかどうかなど、伊予市内を結ぶというコンセプトもあって、そういうことが分かる評価項目や、複合施設としての意味合いをもっと強調した評価基準があってもいいと思う。また、事業評価の方針ですが、事業評価という限りは評価に結び付かなければいけない。事業報告を公開した後、意見をどう吸い上げていくのか。運営協議会で評価するというのは分かるが、ホームページに出したものに対して意見が来て、それに答えるなど、双方向の交流が評価の対象になってもいいと思った。公開して終わりではなく、公開して意見を吸い上げていくという表現のほうが良い。(委員 4)
- ・ 管理運営計画ではこう書いているが、具体的に実施するにあたって、今おっしゃられたように、公開した結果に対する取り組みも発信していきます、というところをきちんと書いて、一方的に実施したことを公開するだけではない仕組みも出していったほうがいい。(委員長)
- ・ 今、インターネットの世界では乱暴な意見も多いが、意見を発しやすいので、そういうものをきちんと聞いているということをはっきりしないといけないと思う。(委員 4)
- ・ あとは複合施設としての評価の仕組みだ。例えば図書館に来た人が文化ホールをどれぐらい使うか、縁側モールで勉強をした人が他にどこを利用したか、など。にぎわい創出効果というのが、この施設が町中にできた理由でもありながら、行政には申し訳ないが、その取り組みが今のところ遅れている。事業評価の中でもきちんと取り上げて、改善の対策をしていくということが必要だ。(委員長)
- ・ さらに、複合施設ができて、その周辺がどう変わったかが大切だ。飲食店が増えた、本屋が増えたというような話が、にぎわい創出効果に連なっていくので、ここにたくさん来たという話だけではなくて、周辺にそういう動きがあったかどうかということ、評価の視点として持ったほうがいいと思う。(委員 4)
- ・ その辺りについては、また知恵を貸して頂きたい。飲食のルールに関しては、もらった意見を十分、参考にしながら、次の実行委員会の話なども聞きつつ、落としどころを決めていきたいと思う。他に全体を通して、ご意見はないか。(委員長)

- ・ 最初に説明した、資料4の伊予市の魅力・保存継承事業の中の具体的な手法に、スマートフォンアプリの『まちクエスト』を活用して、子どもたちがクイズを作成するところがあるが、小学生のスマートフォンの所有率はほとんど無い。中学生も恐らく携帯電話の所持率はそれほど高くはないと思う。そういった中で、このようなスマートフォンアプリを利用した取り組みを推進していくという点が少し引っ掛かった。(委員1)
- ・ それについては、スマートフォンを使う前の作業として例えば夏休みの宿題などに行きたらどうだろうということで、自分たちがクイズを考えて、その後、写真を撮って、それを集めるということを考えている。それがアプリとしてつながるという形にしたい。素材集めに関しての、このようなアプリを使って関心を持ってもらえかどうかということが一点。また、このアプリでなくても、2番目のホームページに関する取組みの中でもクイズができると思う。そういった形で進めていければと思っている。(事務局)
- ・ 同時にある程度、紙ベースで考えるということか。(委員長)
- ・ いきなりスマートフォンにということも、もちろんできるが、紙ベースなど、小中学生も組みしやすい形で仕組みをつくって、こちらからの呼び掛けができればと思う。(事務局)
- ・ 小中学生が作ったものを、大人がクイズとして解いて、町歩きをする状態を考えているということか。(委員長)
- ・ その通りだ。そうすると、親子でということになるかもしれない。実際、小中学生には難しくても、高校生であればできると思う。子どもたちが大きくなって、自分が作ったクイズがまち中にあるということにつながるかもしれない。先生方の懸念を払拭できる仕組みにしたい。(事務局)
- ・ 『まちクエスト』という単語を入れるか・入れないかというのは検討の余地がある。クイズラリーのようなものを制作し、それが結果的に『まちクエスト』に反映されるというのは、あるかもしれない。方法はいろいろあると思う。群中200年祭でも、子どもたちが群中に関するクイズを作って、6カ所程度、行事で回るということを実際にした。そのようなことをしていくイメージだ。『まちクエスト』という言葉は、かなりインパクトがある言葉なので、人気のあるゲームだと思って、皆さんが分かるというのはあると思う。結果として、『まちクエスト』のような形を目指すという言い方をするといいのではないか。(委員4)
- ・ クイズ形式のもので、小中学生が実際に自分で持ってというので僕がイメージしたのは『Pokémon GO』だ。どの学校も小学校から、パソコンを導入した授業や調べ学習をよくしている。ホームページにクイズなどをアップしてもらい、授業や総合的な、学習の時間の中で、地域に関連したものとして関わっていくと、本当に子どもたちでも制作ができて、随時、更新してくれるとゲーム感覚にもなる。そこから少し進んでいって、今度は『Pokémon GO』のような形で、実際に親子で歩いてもらい、最終的に福祉総合施設に行って使うという方向に流れていくほうが、小さい子どものことを考えると現

実的な気がする。(委員 2)

- ・ 紙ベース、パソコンベース、それがスマートフォンのアプリ開発につながっていくような流れをつくっていけば、いろいろなところから繋がってくるということだと思う。(委員長)
- ・ 素材さえ集まれば、あとはツールとしてどう使っていくかというところで、プログラミングも難しいことはないので大丈夫だとは思う。(事務局)
- ・ 非常に楽しそうな取り組みだと思う。(委員長)

(3)その他

- ・ 次回のアドバイザー会議の日程について事務局より以下の連絡があった。
- ・ 回りの議題は、市民参画の在り方について検討を重ねていきたい。子どもからお年寄りまで、様々な知恵をもらいながら関わり合いができるような市民参画の形や組織づくりについて検討していきたい。
- ・ 開会時期については、1 月を予定している。詳細日程については事務局より後日ご連絡させていただく。

4. 閉会

- ・ 閉会の言葉

以上